

2019年度 安全性優良事業所表彰 表彰要領

国土交通省では、貨物自動車運送事業の輸送の安全について、長期間にわたって安全対策の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所（営業所）に対して九州運輸局長・福岡運輸支局長による表彰を行います。

それぞれの表彰基準を満たし、表彰の推薦を希望する事業所は、遺漏の無いようにお手続き下さい。

表彰の種類

1. 福岡運輸支局長表彰
 2. 九州運輸局長表彰（本制度に係る、福岡運輸支局長表彰を受賞していること）
- *各表彰につき一度しか表彰されません。

表彰基準

各表彰とも別紙「表彰の種類ごとの基準」の要件をすべて満たしている事業所

表彰時期

10月～11月頃の予定

*該当事業所へ九州運輸局（又は福岡運輸支局）から直接通知されます。

表彰手続き

表彰関係書類送付書、直近の認定証の写し、ほか規程に定める提出書類一式を福岡県トラック協会 適正化事業課へ郵送して下さい。

提出期限

2019年5月20日（月）必着（郵送または持参）

提出先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

（公社）福岡県トラック協会

適正化事業課

TEL 092-451-7846 / FAX 092-451-7964

※福岡県トラック協会では、期日までに関係書類をご提出いただき、表彰基準の全ての項目を満たした事業所を推薦致しますが、被表彰者は九州運輸局或いは福岡運輸支局の審査により決定されますので、あらかじめご了承ください。